

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本事業にかかる契約の締結は、令和5年度予算が成立し、予算が配当されることを条件とするものです。

令和5年1月5日

世田谷区

1 事業の目的

区は、深刻化する気候危機の状況を踏まえ、区民・事業者と区が地球温暖化の問題を共有し、共に行動していくため、令和2年10月に「世田谷区気候非常事態宣言」を行うとともに、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明した。二酸化炭素排出量実質ゼロの目標達成に向けては、これからの未来を担う若者世代の参加と協働が重要であるため、大学生等のボランティアを「環境サポーター」として育成し、若者が主体となった環境出前授業や環境啓発イベントを実施することにより、持続可能な開発のための教育の推進を図るとともに、区民一人ひとりの環境に配慮した行動変容の促進を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 契約予定件名

令和5年度世田谷区環境サポーター（大学生等のボランティア）事業運営委託

(2) 業務内容

大学生等のボランティア（20名程度）を募集・登録し、必要な知識及び技術を習得するための研修を実施するなど、環境サポーターとしての育成を行ったうえで、若者が主体となった環境啓発事業（環境出前授業、若者環境フォーラム、若者環境デー）を実施すること。その他、子ども向け環境情報に関するホームページ制作・運営を行うこと。

(3) 履行期間

令和5年4月3日（月）から令和6年3月31日（日）まで

上記のほか、本件により選定された受託者が実施した履行内容が優れたものであると区が判断した場合、令和6年度及び令和7年度における同様の契約について同じ事業者が随意契約により委託する予定がある。ただし、契約は年度ごとに締結するものとし、各年度の本事業に係る予算配当があることを契約の条件とする。

3 参加資格条件

提案書提出者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税及び市町村民税の滞納がないこと。
- (5) 平成30年度以降に、国、地方公共団体又は企業において、同種業務を受託した経験を有す

ること。

・同種業務：国、地方公共団体又は企業から受託した環境啓発（出前授業、イベント等）、若しくは若者のボランティア育成に係る事業実施業務（ただし、いずれかの業務において、オンラインによる実施実績を有すること。）

4 審査委員会

委託先の候補者を選定するため、審査委員会設置要綱により審査委員会を設置する。

5 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格の確認ができた提出者には、プロポーザル招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった提出者には、確認できなかった旨を通知する。

6 審査方法及び評価基準

(1) 審査方法

審査は、一次審査及び二次審査の二段階で実施する。

一次審査

参加表明書及び提案書の書類審査を行い、二次審査の対象者を3社程度選定する。

一次審査の結果は、令和5年2月22日（水）までにメール及び郵送により通知する。

二次審査

二次審査の対象者について、提案書の書類審査に加え、プレゼンテーション、提案内容に関する質疑応答を行うため、事業者ヒアリングを以下のとおり実施する。

説明に用いる資料は、提案書のみとし、新たな資料等の配布は認めない。プロジェクター及びパソコンを使用する場合は、2営業日前までに区に通知すること。（プロジェクター及びスクリーンは区が用意する。）説明は、配置責任者又は担当者が行うこと。

実施日：令和5年3月1日（水）

会場：世田谷区役所二子玉川分庁舎（世田谷区玉川1-20-1）

時間、集合場所等の詳細は、一次審査結果通知で案内する。

候補者の選定

一次審査及び二次審査の審査結果を総合的に評価し、評価の合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として選定する。

また、候補者との交渉が整わない場合は、選定結果の次点者を候補者とする。審査結果（順位）は、選定結果通知に記載する。

(2) 評価基準

審査項目	審査の視点
企業実績	・同種事業の業務実績が十分か
業務実施体制	・動員計画等に妥当性があり、業務分担が不明確・不自然でないか
責任者等の実績 （配置責任者）	・同種事業の業務実績が十分か ・世田谷区における業務実績があるか

(担当者)	
過去の成果品	・冊子の構成、文書・図表作成等の表現力があるか
業務実施方針	・業務目的、内容の理解度が高く、具体的な方法や進め方等が明確に記載されているか ・各工程で想定される業務量が適切に工程計画に反映され、実現可能なものになっているか
特定テーマに対する提案	各提案内容について ・事業趣旨を的確に捉え、効果的な事業運営とその成果が期待できるか ・提案内容に説得力、実現性があるか ・着眼点、問題点、解決方法等が適切に提案されているか ・本事業実現に向けた創意工夫がなされているか
資料作成能力	・提案内容がわかりやすく、効果的な構成となっているか
見積書	・見積金額と提案内容が妥当であるか
ヒアリング	・提案書の内容をよく補完しており、実績等も含め、事業執行能力を十分に発揮できると認められるか
コミュニケーション能力	・説明がわかりやすいか ・質問に対する応答が明快かつ迅速であるか
取り組み姿勢	・業務に対する熱意、取り組み意欲が感じられるか

7 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区環境政策部環境・エネルギー施策推進課

住所 〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 (二子玉川分庁舎B棟3階)

電話 03(6432)7130

FAX 03(6432)7981

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年1月5日(木)～令和5年1月18日(水)

土日・祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで。

世田谷区環境政策部環境・エネルギー施策推進課(二子玉川分庁舎B棟3階)窓口での配布及び世田谷区ホームページに掲載 参加希望者に無償配布する(世田谷区ホームページからダウンロード可)。

(3) 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法

提出期間 令和5年1月5日(木)～令和5年1月18日(水)午後5時まで

土日・祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで。

提出場所 環境政策部環境・エネルギー施策推進課

提出方法 持参又は郵送(締切日必着。郵送の場合は、締切日必着の書留郵便に限る。)

(4) 提案書の提出期間、提出場所及び方法

提出期間 令和5年1月20日(金)～令和5年2月13日(月)

土・日を除く午前8時30分から午後5時まで（厳守）

提出場所 環境政策部環境・エネルギー施策推進課

提出方法 持参又は郵送（締切日必着。郵送の場合は、締切日必着の書留郵便に限る。）

8 その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

（2）契約等について

・契約保証金：免除

・契約書作成の要否：要

・審査の結果、第1順位の提案者を委託先の第1候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

・本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

・当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

（3）参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について

・参加申込書及び提案書の作成並びに提出にかかる費用は、参加者の負担とする。

（4）記載内容の変更について

・参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した配置予定者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の経歴を持つ者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。

・関連情報を入手するための照会窓口

【世田谷区環境政策部環境・エネルギー施策推進課】

住所 〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1（二子玉川分庁舎B棟3階）

電話 03(6432)7130

FAX 03(6432)7981

HP 世田谷区トップページ 目次から探す 住まい・街づくり・環境 環境

環境に関する学習・イベント・啓発活動 環境に関するイベント

（5）提案者の失格について

・参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

（6）参加表明書及び提案書の取り扱い等について

・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。

・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。